債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第３０２３号
大阪府泉佐野市南中樫井672番地１
清算株式会社　佐野第一交通株式会社
代表清算人　磯本　博之

１　決定年月日　令和７年８月28日
２　主文　本件協定を認可する。
　協定
　１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
　２　前項の弁済は、本件協定債権者に持参して支払う。
　３　本件協定債権者は、第１項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
　４　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各弁済対象債権の割合に応じて弁済する。ただし、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。この場合において、本件協定債権者が前項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。
（別紙省略）

以上
大阪地方裁判所第６民事部

更生計画案議決権行使方法等

令和７年（ミ）第１号
名古屋市北区中切町１丁目84番地
更生会社　愛知電熱株式会社
１　議決権行使の方法
　書面投票による行使
２　投票期間
　令和７年８月28日から同年９月30日まで
３　決議の組分け
　更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
４　議決権不統一行使の通知期限
　令和７年９月16日

東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

小規模個人再生による再生手続開始